

平成 23 年度 志摩市建設工事発注標準

【 定義 】

- ・総合評定値
『経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書』に記載された建設工事の種類別の総合評定値 (P)
- ・平均完成工事高合計
『経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書』に記載された完成工事高〔2 年もしくは 3 年平均〕列の合計
- ・1 級技術者、2 級技術者、その他技術者
技術者区分表の各工種において、◎（1 級技術者）○（2 級技術者）△（その他技術者）を付された資格を有する者。
ただし、1 人の技術者が 2 以上の資格を有する場合は上位の資格のみをもって格付けする。
〔例〕 a 技術者が【一級建設機械施工技士】【二級土木施工管理技士（土木）】を有している場合、土木一式工事においては、「1 級技術者 1 名」として取扱い、「1 級技術者 1 名・2 級技術者 1 名」としては取扱わない。また、石工事においては、「2 級技術者 1 名」として取扱う。

【 共通事項 】

- ・新規に競争入札資格者名簿に登録された者（志摩市へ本店を変更した場合を含む。希望業種の追加も含む。）については、登録日の翌月 1 日以降の発注分から入札に参加できるものとする。
〔例〕 6/1～6/30 受付・審査完了⇒7/1 名簿登録（毎月 1 日に実施）⇒8/1～入札参加
また、格付け基準に該当するものについては、登録後速やかに格付基準に基づき格付けする。ただし、新規に競争入札資格者名簿に登録された者（希望業種の追加は含まない。）については、登録後 2 か年は最下段に格付けし、経過後は年度の途中であっても格付基準に基づき格付けする。
〔例〕 H23/6/1 名簿登録⇒H23/7/1 最下段に格付け⇒H25/7/1 格付基準に基づき格付け
※ 平成 22 年度以前に志摩市競争入札資格者名簿に登録されていた者が、平成 23 年度競争入札資格者名簿に再度登録をした場合は、2 か年制限は適用しない。
- ・会社更生法又は民事再生法に基づく更生等手続開始の決定を受けた者については一般（指名）競争入札参加資格再審査結果通知書の通知日から 1 か年は最下段に格付けし、経過後は年度の途中であっても格付基準に基づき格付けする。
- ・格付けの基準となる総合評定値および平均完成工事高合計については、平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までの審査基準日のものとする。ただし、この期間の経審を受審していない場合は直近のものでも可とする。技術者数については、平成 23 年 5 月 1 日現在の志摩市に登録している人数とする。ただし、新規に競争入札資格者名簿に登録された者については、受付・審査完了の翌月 1 日現在の登録者数とする。
- ・格付けにおいて、B・C・D ランクに格付けされる者は上位ランクの基準を満たさない者とする。
- ・各工種別ランクの最下段に格付けされる者は、平均完成工事高合計が発注案件の予定価格（入札書比較価格）を超えない範囲において、入札参加できるものとする。ただし、土木一式及び建築一式に登録された者についてはこの限りでない。
- ・国県補助およびこれに準ずる事業、その他特別な事業等、発注標準により難しい場合については、その都度入札審査会にて入札方法、発注基準等を検討することができる。
- ・次に該当する場合にあっては、当該発注標準によらず発注することができる。
 - ①発注済みの建設工事との関連がある場合
 - ②災害復旧工事を施工する場合
 - ③特許等これに類する特別の権利を要する場合
 - ④許認可事項等の条件として指示がある場合

⑤小規模修繕工事等や緊急を要するなど特別な理由がある場合

⑥事業内容および工事の特殊性等により必要と認めた場合

- ・ 指名競争入札において、入札審査会開催日に指名停止となっている者については内申しないものとする。また、入札審査会審査後、入札までに指名停止となった者に対しては指名通知を行わない。指名通知済みの場合は、指名通知の取り消しを行い入札に参加させない。
- ・ 指名競争入札において、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査に基づく『経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書』が有効期限（審査基準日から 1 年 7 か月後）を超えても提出されない場合は、有効期限内のものが確認されるまで指名を行わない。
- ・ 同族会社と判断された複数の者が同一ランクに格付けされた場合、原則として総合評定値の最も高い者をそのままのランクに格付けし、他の者は 1 ランク下位に格付けることができる。

【土木一式工事】

競争入札資格者名簿【土木一式】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	発注金額	入札方式
	その都度入札審査会にて審査	1億5,000万円以上	事前審査型 1億5,000万円以上
A	志摩市内に本店を有する者 1級技術者 2名以上 総合評定値 800点以上 平均完成工事高合計 1億5,000万円以上	2,500万円以上 1億5,000万円未満	1億5,000万円未満 事後審査型 50万円以上
B	志摩市内に本店を有する者 1級技術者 1名以上 その他技術者 1名以上 総合評定値 650点以上 平均完成工事高合計 3,000万円以上	500万円以上 3,000万円未満	
C	志摩市内に本店を有する者 2級技術者 1名以上 総合評定値 500点以上 平均完成工事高合計 1,500万円以上	200万円以上 1,500万円未満	
D	志摩市内に本店を有する上記以外の者	300万円未満	50万未満 随意契約

【建築一式工事】

競争入札資格者名簿【建築一式】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	発注金額	入札方式
	その都度入札審査会にて審査	1億5,000万円以上	事前審査型 1億5,000万円以上
A	志摩市内に本店を有する者 1級技術者 2名以上 総合評定値 750点以上 平均完成工事高合計 1億5,000万円以上	2,500万円以上 1億5,000万円未満	1億5,000万円未満 事後審査型 50万円以上
B	志摩市内に本店を有する者 2級技術者 1名以上 総合評定値 600点以上 平均完成工事高合計 3,000万円以上	500万円以上 3,000万円未満	
C	志摩市内に本店を有する者 2級技術者 1名以上 総合評定値 500点以上 平均完成工事高合計 1,500万円以上	200万円以上 1,500万円未満	
D	志摩市内に本店を有する上記以外の者	300万円未満	50万未満 随意契約

【電気工事】

競争入札資格者名簿【電気】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	発注金額	入札方式
	その都度入札審査会にて審査	1億5,000万円以上	事前審査型 1億5,000万円以上
		1,500万円以上 1億5,000万円未満	事後審査型 1億5,000万円未満 50万円以上
A	志摩市内に本店を有する者	1,500万円未満	50万未満 随意契約

【管工事】

競争入札資格者名簿【管】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	発注金額	入札方式
	その都度入札審査会にて審査	1億5,000万円以上	事前審査型 1億5,000万円以上
		1,500万円以上 1億5,000万円未満	事後審査型 1億5,000万円未満 50万円以上
A	志摩市内に本店を有する者	1,500万円未満	50万未満 随意契約

【下水道宅内配管工事】

下水道宅内配管工事（官庁工事）の発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	発注金額	入札方式
	その都度入札審査会にて審査	1億5,000万円以上	事前審査型 1億5,000万円以上
		500万円以上 1億5,000万円未満	事後審査型 1億5,000万円未満 50万円以上
A	志摩市内に本店を有する者 競争入札資格者名簿【管】に登録する者 下水道排水設備指定工事店に登録する者	500万円未満	50万未満 随意契約

【舗装工事】

競争入札資格者名簿【舗装】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	発注金額	入札方式
	その都度入札審査会にて審査	1億5,000万円以上	事前審査型 1億5,000万円以上
		1,500万円以上 1億5,000万円未満	1億5,000万円未満 事後審査型 50万円以上
A	志摩市内に本店又は営業所等を有する者 総合評定値 600 点以上	1,500万円未満	50万未満 随意契約

【造園工事】

競争入札資格者名簿【造園】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	発注金額	入札方式
	その都度入札審査会にて審査	1億5,000万円以上	事前審査型 1億5,000万円以上
		500万円以上 1億5,000万円未満	1億5,000万円未満 事後審査型 50万円以上
A	志摩市内に本店を有する者	500万円未満	50万未満 随意契約

【水道工事】

競争入札資格者名簿に登録された者のうち、水道工事に参加希望をした者の格付け基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	発注金額	入札方式
	その都度入札審査会にて審査	1億5,000万円以上	事前審査型 1億5,000万円以上
A	志摩市内に本店を有する者 総合評定値（土木一式） 800点以上 1級土木施工管理技士 2名以上 管工事施工管理技士 1名以上 市指定給水装置工事業者 市内の修理工事当番制に加入している者 平均完成工事高合計 1億5,000万円以上	2,500万円以上 1億5,000万円未満	1億5,000万円未満
B	志摩市内に本店を有する者 総合評定値（土木一式） 600点以上 土木施工管理技士 2名以上 管工事施工管理技士 1名以上 市指定給水装置工事業者 市内の修理工事当番制に加入している者 平均完成工事高合計 3,000万円以上	1,000万円以上 3,000万円未満	事後審査型 50万円以上
C	志摩市内に本店を有する者 土木施工管理技士 1名以上 管工事施工管理技士 1名以上 市指定給水装置工事業者 市内の修理工事当番制に加入している者	1,500万円未満	50万未満 随意契約

【下水道工事】

競争入札資格者名簿に登録された者のうち、下水道工事に参加希望した者の格付け基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	発注金額	入札方式
	その都度入札審査会にて審査	1億5,000万円以上	事前審査型 1億5,000万円以上
A	志摩市内に本店を有する者 (土木一式)総合評定値 800点以上 1級土木施工管理技士 2名以上 管工事施工管理技士 1名以上 下水道法施行令第15条第1項に 規定する資格者 1名以上 下水道管路工事実績 3年以上 平均完成工事高合計 1億5,000万円以上	2,500万円以上 1億5,000万円未満	1億5,000万円未満
B	志摩市内に本店を有する者 (土木一式)総合評定値 600点以上 土木施工管理技士 2名以上 管工事施工管理技士 1名以上 下水道法施行令第15条第1項に 規定する資格者 1名以上 下水道管路工事実績 1年以上 平均完成工事高合計 3,000万円以上	1,000万円以上 3,000万円未満	事後審査型 50万円以上
C	志摩市内に本店を有する上記以外の者 土木施工管理技士 1名以上 管工事施工管理技士 1名以上 下水道法施行令第15条第1項に 規定する資格者 1名以上 下水道管路工事実績 1年以上	1,500万円未満	50万未満 随意契約

